

## 用語解説



## ア行

### 移動支援

地域生活支援事業の一つで、一人で外出するのが困難な障害者等の余暇活動等の社会参加のために、ガイドヘルパーが移動の支援を行うもの。

### インクルージョン

インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

## カ行

### 計画相談支援

障害福祉サービスの一つで、障害者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもの。

### 欠格条項

公的な資格・免許・許認可を受けるにあたって、事前に排除されるべき条件を規定するもの。

### 共同生活援助

障害福祉サービスの一つで、障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行うもの。→グループホーム

### 居宅介護

障害福祉サービスの一つで、居宅での入浴、排泄、食事、家事などの援助、通院の介助等を行うもの。

### グループホーム

障害者総合支援法によって定められた「共同生活援助（障害者に対し、主に夜間において、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行うもの）」、またはそのサービスを提供する共同住居のこと。→共同生活援助

## 高次脳機能障害

記憶に照らして認識したり、認識に基づいて判断し、行動したり、計画したりする高度な脳の働きを高次脳機能という。事故や疾病（脳卒中など）により脳に損傷を受けたことで、こうした働きに障害が生じ、記憶障害や欲求・感情のコントロール障害、注意障害等により生活に支障を来すことを高次脳機能障害という。外見上は障害が分かりにくい、当事者も障害を十分に認識できていないことがあるといった特性がみられる。

## 行動援護

障害福祉サービスの一つで、重度の知的・精神障害による著しい行動障害のある方に、見守りや危険回避の援護を提供するもの。

## サ行

## 施設入所支援

障害福祉サービスの一つで、施設に入所する障害者に対し、主に夜間において、入浴、排泄又は食事の介護等を行うもの。

## 指定難病

いわゆる「難病」のうち、難病法による医療費助成の対象とする疾患のこと。難病法で定義される条件に加えて、①患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、②客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること、の2つの条件が必要となる。平成27年7月1日から既存の110疾病に新たに196疾病が追加となり、合計306疾病が対象となっている。→難病・難病法

## 児童発達支援

障害児支援事業の一つで、障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うもの。

## 社会的障壁

障害のある人が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるもののことで、物理的、制度的、慣行的、観念的なもの全てを含む。

## 重度訪問介護

障害福祉サービスの一つで、重度の肢体不自由により、常時介護が必要な身体障害者に、長時間にわたる介護と移動介護を総合的に提供するもの。

## 就労移行支援

障害福祉サービスの一つで、就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行うもの。

## 就労継続支援 A 型・B 型

障害福祉サービスの一つで、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のための訓練を行うもの。A 型（雇成型）と B 型（非雇成型）の類型がある。

## 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1 級・2 級）による障害の状態にある間に支給される年金のこと。障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件：①初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の 2/3 以上の期間について、保険料が納付または免除されていること②初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと）が必要となる。

## 障害児相談支援

障害児支援事業の一つで、障害児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うもの。

## 障害者基本法

昭和 45 年に定められた心身障害者対策基本法を大幅に改正して制定された法律で、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本となる法律。平成 23 年に改正され、これまで恩恵的な福祉施策の対象とされてきた障害者を「基本的人権を享有する個人」とするという観点から施策の主体としたこと、障害者の定義に「社会的障壁」を明記して障害の社会モデルの導入が行われたこと、さらに基本原則（差別の禁止）に「社会的障壁の除去」を掲げるなど、障害者権利条約の批准に向けて大きな転換がなされた。→障害者権利条約

## 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するこ

とを目的として、平成 24 年 10 月 1 日に施行。→障害者権利条約

## **障害者計画**

障害者基本法第 11 条の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている法定計画。都道府県及び市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県及び市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画である。

## **障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）**

2006 年（平成 18 年）12 月、国連総会において採択され、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し推進するための措置を締約国がとること等を定めている。日本は 2007 年（平成 19 年）に署名し、2014 年（平成 26 年）に批准している。

## **障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）**

障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定。施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日。差別を解消するための措置として、国・地方公共団体等と民間事業者に差別的取扱いの禁止を義務付け、さらに、国・地方公共団体等に合理的配慮の不提供の禁止を義務付ける内容となっている。→障害者権利条約

## **障害者就労支援センター「アクセス」**

一般企業に就労可能な障害者に対し、就労に関する支援を実施するとともに、障害者の家族及びその関係者、企業等に対し、支援及び相談・調整を行う。市川市の委託により平成 12 年 6 月より設置。

## **障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、障害者自立支援法をもとに平成 25 年 4 月 1 日（一部は平成 26 年 4 月 1 日）より施行。大きな変更点としては、難病等が障害者の範囲に含まれるようになったことや、「障害支援区分」の創設、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化などが挙げられる。

## 障害福祉計画

障害者総合的支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、国が作成する基本指針に即して、市町村・都道府県が作成する計画。市町村障害福祉計画には、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項などが記載される。

## 自立訓練

障害福祉サービスの一つで、障害者が自立した生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行うもの。身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型がある。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から交付される手帳。障害の種類として、①肢体不自由②心臓、じん臓又は呼吸器の機能障害③ぼうこう又は直腸の機能の障害④小腸の機能の障害⑤ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害⑥肝臓の機能の障害があり、いずれも一定以上で永続することが要件とされる。また、障害の種類別に重度の側から 1 級から 6 級の等級が定められている。なお、7 級の障害は、単独では交付対象とならないが、7 級の障害が 2 つ以上重複する場合又は 7 級の障害が 6 級以上の障害と重複する場合は、対象となる。

## 生活介護

障害福祉サービスの一つで、常時介護を要する障害者に、施設等で入浴や排泄、食事等の介護をしたり、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行うもの。

## 生活ホーム

千葉県が要綱で定めたもので、独立した生活を希望し、あるいは家庭における養育が困難な知的障害者に、居室を提供し、日常生活や社会適応に必要な各種の援助を行うもの。満 15 歳以上で、①就労している者、②施設、作業所等へ通所している者、③家庭では十分な養護、監護が受けられない者のいずれかに該当する知的障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則 4 名以内とされている。  
→ふれあいホーム

## 精神障害者保健福祉手帳

平成7年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正で同法第45条に規定された手帳で、精神障害者が一定の精神障害の状態であることを証する手段となり、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくすることにより、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。身体障害者手帳・療育手帳と異なり、手帳には2年の有効期限があり、2年ごとに医師の診断書とともに申請をし、手帳を更新する。診断書に基づき、診断書が書かれた時点での申請した当事者の能力障害、機能障害（精神疾患）の状態を精神保健福祉センターが判断し、手帳の支給・不支給ならびに、支給の場合は等級が決定される。等級は、障害の程度により、重い順に1級・2級・3級となっている。

## 夕行

### 短期入所（ショートステイ）

障害福祉サービスの一つで、居宅での介護を行っている方が、病気等の理由で介護できないときに、障害者等が施設への短期間の入所をし、必要な介護等のサービスを受けるもの。

### 地域移行支援

障害福祉サービスの一つで、入所施設や精神科病院に入所・入院している障害者に対し、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や、援助などを行うもの。

### 地域活動支援センター

地域生活支援事業の一つで、障害者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障害者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うもの。

### 地域定着支援

障害福祉サービスの一つで、居宅において単身等で生活をする障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うもの。

### 特別支援学校

「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成19年4月1日施行）に基づき、複数の障害種別に対応した「特別支援教育」を実施することができる「特別支援学校」制度が創設された。これにより、従来の盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」に移行し、児童生徒の重度・重複化に対応した教育の充実がはかられることとなった。なお、特別支



援教育とは、従来の特殊教育の対象とされる障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

## 同行援護

障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難のある視覚障害者に対し、移動の支援や外出先での援護、視覚的情報の支援などを提供するもの。

## ナ行

### 難病

社会通念上は、治療の難しい病をいう。難病法では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものと定義されている。→難病法・指定難病

### 難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）

平成 26 年 5 月 23 日成立、平成 27 年 1 月 1 日施行。持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずることを定めている。→難病・指定難病

### 日中一時支援

地域生活支援事業の一つで、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援、及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るもの。

### 日常生活用具

障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具で、次の 3 項目（①障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの②障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの③用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの）を全て満たすもの。種目としては、①介護・訓練支援用具②自立生活支援用具③在宅療養等支援用具④情報・意思疎通支援用具⑤排泄管理支援用具⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）が挙げられる。

## ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障害者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。またその実現に向けた運動や施策なども含まれる。

## ハ行

### 発達障害

人間の発達過程において、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得に、偏りや遅れがある状態を発達障害という。自閉症、アスペルガー症候群や学習障害、注意欠陥多動性障害のほか、これに類する脳機能の障害が含まれる。

### バリアフリー

障害者や高齢者などが日常生活を送る上での妨げとなる、さまざまな障壁（バリア）を取り除くこと。もとは段差や仕切りの解消などを指したが、現在では、意識や各種制度などあらゆる面において、社会参加を困難にするものを取り除くこととして使われる。

### 福祉施設

各種の法律にのっとり、社会福祉のためにつくられた施設のこと。

### ふれあいホーム

千葉県が要綱で定めたもので、精神科病院に社会的理由で長期入院している精神障害者や独立した生活を希望する精神障害者に対し、地域の中で住宅を提供し、日常生活や社会適応に必要な援助を行うもの。県内に居住し、①日常生活上の援助を受けながら、地域で生活することが適当であること、②日常生活を送ることに支障がない程度に身辺自立ができていないこと、③日常生活を維持するに足る収入があること、の3つの要件のいずれにも該当する精神障害者を対象とする。また、設置・経営主体は法人でなくても実施可能で、定員は原則2～3名とされている。→生活ホーム

### 保育所等訪問支援

障害児支援事業の一つで、保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障害児について、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うもの。

## 放課後等デイサービス

障害児支援事業の一つで、障害児に対し、授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うもの。

## 補装具

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の総称で、具体的には、義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡・補聴器・車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く）・重度障害者用意思伝達装置などがこれにあたる。

## マ行

## 民生委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣により委嘱される無給の非常勤委員で、任期は3年。市町村または特別区の区域ごとに置かれ、社会奉仕の精神をもって生活困窮者の保護指導にあたり、社会福祉行政全般にわたる協力機関として活動する。

## ヤ行

## ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若 男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報 の設計（デザイン）をいう。

## ラ行

## 療育手帳

知的障害児（者）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするための手帳で、都道府県知事（政令指定都市にあってはその長）が発行する。身体障害者手帳については身体障害者福祉法に、精神障害者保健福祉手帳については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に、それぞれ手帳発行に関する記述があるが、療育手帳に関しては知的障害者福祉法にその記述はなく、昭和48年9月27日に当時の厚生省が出した通知「療育手帳制度について」（厚生省発児第156号厚生事務次官通知。のち、平成3年9月24日の厚生省発児第133号厚生事務次官通知として知的障害者に対する旅客運賃の割引制度の適用の関係で一部が改正され

ている)、同日の見発第 725 号「療育手帳制度の実施について」に基づき各都道府県知事（政令指定都市の長）が知的障害と判定した者に発行している。このため、障害の程度の区分は各自治体により異なる。18 歳未満は児童相談所、18 歳以上は知的障害者更生相談所が判定を行なう。

### **療養介護**

障害福祉サービスの一つで、医療を要する障害者で常時介護の必要な方に、病院等で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行うもの。

### **レスパイトサービス**

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのこと。